# 非暴力平和隊・日本(NPJ) ニューズレター

第61号

2016年11月29日発行

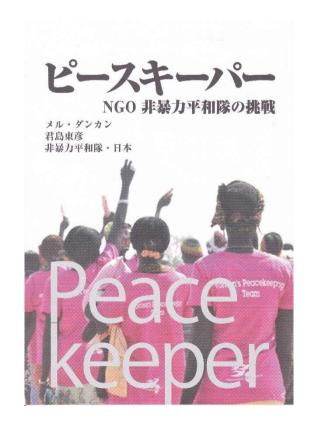
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1 階 A 室

Tel: 080-6747-4157 E-mail: office@np-japan.org

Website: http://np-japan.org/

# Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

・【巻頭言】君死にたまふことなかれ	事務局長	安藤 博	2	
・インターンから平和隊員へ南ス・	ーダン NP ワーカー	岡田二朗	11	
・沖縄・高江報告	共同代表	大畑 豊	13	
・機動隊警備車両による高江での事故の その後の進展について	共同代表	大畑 豊	17	
• 会計報告		事務局	19	



# 【巻頭言】君死にたまふことなかれ

事務局長 安藤 博

#### • "出征"

2016年11月15日の朝、首相官邸前集会で「南スーダン派兵反対!」の声を上げながら、同じ場所で「集団的自衛権行使閣議決定反対!」を叫んでいた二年余前、2014年7月1日を思い出しました。こんどは「駆け付け警護」等、海外での戦闘行為を「打合を関係をは「戦争の放棄」を自衛政権は「戦争の放棄」を記った日本国憲法をバイパスする"戦争である」とその発動準備を着々と進め、つ第5年は、20日陸上自衛隊青森駐屯地の第5年は、11月20日陸上自衛隊青森駐屯地の第5年は、11月20日陸上自衛隊青森駐屯地の第5年、11月20日陸上自衛隊青森駐屯地の第5年、11月20日陸上自衛隊市森駐屯地の第5年、11月20日陸上自衛隊市本と進め、130人を立ては11月20日陸上自衛隊市本上で表した。

「反対!」の叫びは虚しく空に放たれただけであったように思えます。妙に醒めた、評論家のような目でこの"出征"を見やっているのは、身体を張りひとを動かしてこの政権の暴走を止める努力を自分ではしてこなかったからでしょう。

#### • 新任務付与

内閣府が発表したこの「新任務付与」についての説明(資料 1 「新任務付与に関する基本的考え方」)を読むと、「なにがなんでも"日本軍"を紛争地に送る実績を作ろう」とする安倍晋三首相とその一派の稲田防衛相などの魂胆が浮かんできます。

「新任務」とは、「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」(資料2 「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」について)です。

ちょっとした小競り合いをお巡りさんが鎮めに出て行くことを思わせるような言葉ですが、厳しい紛争地でのことですから、銃弾が飛びかい殺し殺される事態になる危険をはらんでいることは間違いありません。さすがに、危険な地域であることは「武力衛突や一般市民の殺傷行為が度々生じている」と認めています。また、「駆け付け警護」の危険性について「リスクを伴う任務である」と記しています。

しかし他方で「首都ジュバについては、 現在は比較的落ち着いている」とし、国内 の不安を和らげるかのように「第十一次隊 からは南スーダンにおける活動地域を『ジュバ及びその周辺地域に』限定」していま す。また、日本が派遣しているのは「道路 や避難民向けの施設などを整備する施設部 隊」(資料1「基本的考え方」)であって「治 安維持は任務ではない」「他国の軍人を『駆け付け警護』することは想定されない」と 注記しています。

つまり、危ないところではあるが、危なくなさそうなところに限って行く。戦争をしに行くのではない、ただ現地にいる日本人が危険にさらされたりしたら放っておけないから助けに行く(「駆け付け警護」)とはある。また、派遣先の宿営地が武装・団に襲撃され同じ宿営地にいる他国の衛する(「宿営地の共同防護」)―要するに、付け、富営地の共同防護」を正式に付いなかった「駆け付任いなかった「駆け付任いなかった「駆け付任きをよることで、万一の危険が生じたらまともに対処できるようにする、それだけの

ことだと説明しています。

# ・血を流がさないと・・・

問題はしかし、そもそも危険が想定され るところに何故日本の実力部隊が出向いて いくのかです。危険だからこそでしょう。 「カネを出すだけではだめ、軍隊が出て血 を流さなければ国際社会では一人前と認め られない」という、湾岸戦争(1990-1991年) 以来の"トラウマ"を解消し ようとする企てが、南スーダンでいよいよ 本格的に出てきた、135 億ドルもの戦費拠 出をしながら、米国から「カネだけ」とな じられ、クウェートの感謝決議や新聞広告 には日本が入っていなかったという、よく 言われる「悔しい話し」です。それはしか し、平和的手段で平和をつくることを憲法 で官明している日本が行うべき国際貢献と は、大きく異なっていることです。

今回の「新任務付与」閣議決定で見過ご せないのは、海外に"出征"する自衛官が 使用する武器についての制限を緩めたこと です。PKO 参加 5 原則の内の武器使用に関 する規定がこれまで「要員の生命等の防護 のための必要最小限のものを基本」と限っ ていたのを、2015年9月19日に強行採決 した"戦争法"をもとに「受入れ同意が安 定的に維持されていることが確認されてい る場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆ る駆け付け警護の実施に当たり、自己保存 型及び武器等防護を超える武器使用が可能」 (資料2)と拡張したのです。自分の身を 護ることを超えてということは、つまり敵 対相手を殲滅するための戦闘も想定される のでしょう。

「国際貢献だ」といってとにかく海外に出る、携行武器はピストルのような護身用だけ―危険な紛争地に出れば身の危険が増す―だから携行武器もあまり制限しないと、ちょうど尺取り虫のようにステップを踏んでついに宿願の海外で戦争できる状態に近づいてきたわけです。

#### 責任?

11月15日の首相官邸前集会に顔をみせ た福島瑞穂参議院議員は、青森から出征 して行く自衛官を思いつつ「君死にたまふ ことなかれ」と声を上げました。わたしは 直ぐに、この後に続く 與 謝 野 晶 子の言 葉を、近くで閣議決定をしている安倍、稲 田、岸田などの閣僚に向けてぶつけたくな りました、「戰ひにおほみづからは出でまさ ね」と。「国際社会で名誉ある地位」を紛争 地に出て行くことで得ようというなら、自 分で出ていけばいい、自分では決して出て いくことのない紛争地に自衛官を送り出し て、「責任は全てわたしにある」(稲田防衛 相)という。"出征"した息子、夫が骸にな って帰ってきたとき、母、妻に対してどう 責任をとるというのか。平和憲法を持つ日 本の閣僚が国民に対して果たすべき責任は、 1945 年以前の日本のように出征兵士を作 らない、出征兵士の生還を待ち焦がれる銃 後の母、妻を作らないことではないか--道 一つ隔てた官邸をにらみながら、いまそこ に陣取っているのは、そうした責任を毛ほ ども感じない連中であることを深く思わざ るを得ませんでした。

とはいえ、閣僚らの無責任をなじってす むことではありません。血を流す危険に踏 み込んでいく"出征"をさせた安倍政権の 暴走にブレーキをかけられなかった私たち 市民の責任に思いをいたさねばなりません。

本当に殺し殺される事態に至って血が流れてしまう前に、無謀な"出征"をやめさせ、"出征兵士"が無事に帰還できるよう、やはり国会周辺・官邸前で声を上げる活動を続けていこうと思っています。

. . . . . . . . . . . . . . . .

#### 資料1

新任務付与に関する基本的な考え方 平成28年11月15日 内閣官房 内 閣 府 外 務 省 防 衛 省

#### 【前提】

1 南スーダンにおける治安の維持については、原則として南スーダン警察と南スーダン政府軍が責任を有しており、これをUNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)の部隊が補完しているが、これは専らUNMISSの歩兵部隊が担うものである。

2 我が国が派遣しているのは、自衛隊の施設部隊であり、治安維持は任務ではない。

## 【いわゆる「駆け付け警護」】

3 「駆け付け警護」については、自衛隊の 施設部隊の近傍でNGO等の活動関係者が 襲われ、他に速やかに対応できる国連部隊 が存在しない、といった極めて限定的な場 面で、緊急の要請を受け、その人道性及び 緊急性に鑑み、応急的かつ一時的な措置と してその能力の範囲内で行うものである。 4 南スーダンには、現在も、ジュバ市内を 中心に少数ながら邦人が滞在しており、邦 人に不測の事態が生じる可能性は皆無では ない。

(注) 現時点において、ジュバ市内に約20人。

5 過去には、自衛隊が、東ティモールやザイール(当時。現在のコンゴ民主共和国) に派遣されていた時にも、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されたことがあった。

その際、自衛隊は、そのための十分な訓練を受けておらず、法律上の任務や権限が限定されていた中でも、できる範囲で、現場に駆け付け、邦人を安全な場所まで輸送するなど、邦人の保護のため、全力を尽くしてきた。

6 実際の現場においては、自衛隊が近くにいて、助ける能力があるにもかかわらず、何もしない、というわけにはいかない。しかし、これまでは、法制度がないため、そのしわ寄せは、結果として、現場の自衛隊員に押し付けられてきた。本来、あってはならないことである。

7 「駆け付け警護」はリスクを伴う任務である。

しかし、万が一にも、邦人に不測の事態が あり得る以上、

- ① 「駆け付け警護」という、しっかりとした任務と必要な権限をきちんと付与し、
- ② 事前に十分な訓練を行った上で、

しっかりと体制を整えた方が、邦人の安全 に資するだけではなく、自衛隊のリスクの 低減に資する面もあると考えている。

8 自衛隊は自己防護のための能力を有す るだけであり、あくまでもその能力の範囲 で、可能な対応を行うものである。

他国の軍人は、通常自己防護のための能力

を有しているが、それでも対応困難な危機に陥った場合、その保護のために出動するのは、基本的には南スーダン政府軍とUNMISSの歩兵部隊であり、そもそも治安維持に必要な能力を有していない施設部隊である自衛隊が、他国の軍人を「駆け付け警護」することは想定されないものと考えている。

9 これまでの活動実績を踏まえ、第十一次 隊から南スーダンにおける活動地域を「ジュバ及びその周辺地域」に限定する。 このため、「駆け付け警護」の実施も、この

【宿営地の共同防護】

活動地域内に自ずと限定される。

10 国連PKO等の現場では、複数の国の要員が協力して活動を行うことが通常となっており、南スーダンにおいても、一つの宿営地を、自衛隊の部隊の他、ルワンダ等、いくつかの部隊が活動拠点としている。

11 このような宿営地に武装集団による襲撃があり、他国の要員が危機に瀕している場合でも、これまでは、自衛隊は共同して対応することはできず、平素の訓練にも参加できなかった。

12 しかし、同じ宿営地にいる以上、他国の要員がたおれてしまえば、自衛隊員が襲撃される恐れがある。他国の要員と自衛隊員は、いわば運命共同体であり、共同して対処した方が、その安全を高めることができる。

13 また、平素から共同して訓練を行うことが可能になるため、緊急の場合の他国との意思疎通や協力も円滑になり、宿営地全体としての安全性を高めることにつながると

考えられる。

14 このように、宿営地の共同防護は、厳しい治安情勢の下で、自己の安全を高めるためのものである。これにより、自衛隊は、より円滑かつ安全に活動を実施することができるようになり、自衛隊に対するリスクの低減に資するものと考えている。

## 【武力紛争】

15 南スーダンにおいては、武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じている。

自衛隊が展開している首都ジュバについては、七月に大規模な衝突が発生し、今後の状況は楽観できず、引き続き注視する必要があるが、現在は比較的落ち着いている。 政府としても、邦人に対して、首都ジュバを含め、南スーダン全土に「退避勧告」を出している。これは、最も厳しいレベル四の措置であり、治安情勢が厳しいことは十分認識している。

こうした厳しい状況においても、南ス一ダンには、世界のあらゆる地域から、六十か国以上が部隊等を派遣している。現時点で、現地の治安情勢を理由として部隊の撤収を検討している国があるとは承知していない。16 その上で、自衛隊を派遣し、活動を継続するに当たっては、大きく、二つの判断要素がある。

- ① まずは、要員の安全を確保した上で、意 義のある活動を行えるか、という実態面の 判断であり、
- ② もう一つは、PKO参加五原則を満たしているか、という法的な判断である。

この二つは、分けて考える必要があり、「武 力紛争」が発生しているか否かは、このう ち後者の法的な判断である。

17 自衛隊の派遣は、大きな意義のあるものであり、現在も、厳しい情勢の下ではあるが、専門的な教育訓練を受けたプロとして、安全を確保しながら、道路整備や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行っている。

危険の伴う活動ではあるが、自衛隊にしかできない責務を、しっかりと果たすことができている。

18 このような自衛隊派遣は、南スーダン政府から高い評価を受けている。例えば、キール大統領及び政府内で反主流派を代表するタバン・デン第一副大統領からも自衛隊のこれまでの貢献に対して謝意が示されている。また、国連をはじめ、国際社会からも高い評価を受けている。

19 しかしながら、政府としては、PKO参加五原則が満たされている場合であっても、安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合には、自衛隊の部隊を撤収することとしており、この旨実施計画にも明記している。

20 PKO参加五原則に関する判断は、憲法 に合致した活動であることを担保するもの であり、そのような意味で「法的な判断」 である。

21 具体的には、憲法第九条が、武力の行使などを「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めているように、憲法との関係では、国家または国家に準ずる組織の間で、武力を用いた争いが生じているか、という点を検討し判断することとなる。

22 仮にそのような争いが生じているとす

れば、それはPKO法上の「武力紛争」が 発生している、ということになる。

23 政府としては、従来から、PKO法上の「武力紛争」に該当するか否かについては、 事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断することと している。

24 これを南スーダンに当てはめた場合、当事者については、反主流派の内、「マシャール派」が武力紛争の当事者(紛争当事者)であるか否かが判断材料となるが、少なくとも、

- 同派は系統だった組織性を有している とは言えないこと、
- 同派により「支配が確立されるに至った 領域」があるとは言えないこと、また、
- 南スーダン政府と反主流派双方とも、事 案の平和的解決を求める意思を有している こと

等を総合的に勘案すると、UNMISSの活動地域においてPKO法における「武力紛争」は発生しておらず、マシャール派が武力紛争の当事者(紛争当事者)に当たるとも考えていない。

25 南ス一ダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じているが、武力紛争の当事者(紛争当事者)となり得る「国家に準ずる組織」は存在しておらず、PKO法上の「武力紛争」が発生したとは考えていない。

 $\triangle \triangle \triangle$ 

## 資料 2

内閣府発表(2016年11月18日) 自衛隊が行う活動に「駆け付け警護」 と「宿営地の共同防護」が追加されま した

国連は、外国で治安に不安が生じ、その加盟国一国では治安を確保し国民の安全を守ることができないなどの場合、PKO活動(Peacekeeping Operations:平和維持活動)を行います。日本は、国連から要請があり、憲法の許す中で、このPKO活動のために、自衛隊を派遣することがあります。このことを法的に担保するために、平成4年に国際平和協力法が国会で成立しています。

・ 「駆け付け警護」は、自衛隊が外 国でPKO活動をしている場合に、 自衛隊の近くで活動するNGOな どが暴徒などに襲撃されたときに、 襲撃されたNGOなどの緊急の要 請を受け、自衛隊が駆け付けてその 保護にあたるものです。無論、自衛 隊がPKOに参加するのは、国際平 和協力法で決められたPKOの参 加5原則をすべて満たしている場 合に限られます。この点に関しては、 今回の任務追加によって、いささか の変更もありません。



「宿営地の共同防護」は、自衛隊 と他国の部隊の共同宿営地が暴徒 などによる襲撃を受けた場合、一緒 にいる自衛隊と他国の部隊が共に 危険と判断し、連携して防護活動を 行うものです。





国連の要請を受け、国際平和協力法で決められているPKOの参加5原則をいずれ

も満たす場合、自衛隊を派遣することがあ ります。

# PKO参加5原則

- 1. 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- 2. 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- 3. 当該国連平和維持隊が特定の 紛争当事者に偏ることなく、中 立的な立場を厳守すること。
- 4. 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合に

- は、我が国から参加した部隊は 撤収することができること。
- 5. 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能。※下線部が平和安全法制により追加された部分です。

資料3

内閣府資料から

「南スーダン活動の経緯とその意義」

日本政府は、野田政権下の平成23年11月から部隊の調整等を行う司令部要員を、平成24年1月からは道路や避難民向けの施設などを整備する施設部隊を派遣しています。これは、その前の平成23年7月に、約20年に亘るスーダンとの武力紛争を経て南北間の和平が達成され、独立を果たした南スーダンを支援するため、同月に国連安全保障理事会決議第1996号に基づき設立された国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、国連の要請を受け、自衛隊の派遣が決定されたものです。

我が国の施設部隊は、南スーダンの首都 ジュバ及びその周辺において、道路整備や 避難民向けの施設構築を行うなど、意義の ある活動を行っており、南スーダン政府や 国連をはじめ、国際社会から高い評価を得 ています。

平成28年10月31日から11月1日に柴山内閣総理大臣補佐官が南スーダンを訪問した際には、キール大統領から、派遣施設隊のインフラ整備を始めとする日本のこれまでの協力に対する謝意が示されるとともに、今後の変わらぬ貢献を歓迎する旨の発言がありました。また、ロイUNMISS事務総長特別代表からは、派遣施設隊の活動について高い評価と心からの感謝の意が伝えられた上で、同施設隊の活動が当

面継続することについて、歓迎の意が表明 されました。

南スーダンは、最も新しい国連加盟国であり、独立から間もない、世界で一番若い国です。独立から5年経過した今、国内における政治的混乱の解決が南スーダンの国造り支援の大きな課題となっていますが、南スーダンは、自らの力のみでは、平和と安定を確保することができていない状況です。

南スーダンの治安情勢は厳しく、首都ジュバも、現在は比較的落ち着いているものの、本年7月に大規模な武力衝突が発生するなど、今後の治安情勢は楽観できない状況です。

だからこそ、国連による平和維持活動が 行われており、世界から多くの国々が部隊 等を派遣しています。アフリカの国々だけ ではなく、

- ① 国連安全保障理事会常任理事国の米国、 英国、ロシア、中国
- ② 地域別には、
  - アジアから、韓国、ベトナム、インドネシア、モンゴル、ネパール、キルギス、タイ、ミャンマー、ブータン
  - 大洋州から、豪州、ニュー ジーランド、フィジー、パ プア・ニューギニア、サモ ア

- 北米から、カナダ
- 南米から、ブラジル、ペルー、アルゼンチン
- 欧州から、ドイツ、オラン ダ、ノルウェー、スウェー デン、デンマーク、スイス、 ポーランド

に加え、自らも困難な状況にあるウクライナも部隊・要員を派遣しており、その数は60ヶ国を超えています。

これらの国々は南スーダン

の平和と安定のために力を合わせており、国連は、本年8月、安全保障理事会決議第2304号により、活動期間を延長すると共に、新たに4千人の地域保護部隊を創設し、増派を決めるなど、国際社会は力を合わせて取組みを強化しています。

そうしたことから、我が国も、 国際社会の責任ある一員として、こうした国際社会の努力に 貢献するため、自衛隊の派遣期間を延長することとしました。



# 「インターンから平和隊員へ」

南スーダン NP 隊員 岡田二郎

南スーダンにおける私の人生の現在章は NP アライアンスの前身であるである NP の世界的パートナーシップと共に始まりました。日本の NP メンバー団体 (非暴力平和隊・日本) が私を世界的なパートナーシップに結びつけてくれたのです。

2012年、日本のNPメンバー団体の一つを通してブリュッセルにあるNP本部にインターンとして働く機会を見つけたのでした。 インターンとなる以前に私はNPの南スーダンプロジェクトを訪れる機会にめぐまれました。この南スーダンプロジェクトでは、非武装文民防護(UPC)を現地において実践して学ぶ事となったのです。 この実践は平和を希求する為に貢献をはばからない多くの市民と接する貴重な経験を与えてくれました。

その旅の後、世界中の国々においてプロジェクトを支援施行しているブリュッセル本部のプロジェクト管理チームに参加しました。 プロジェクト・アシスタント・インターンとして、現地と本部間の通信、助成金管理、現地新人スタッフの開発訓練等の世界的規模の人道的な派遣団のあり方を、仕事場を手伝いながら直接学んだのです。



実習が終わり、日本に飛び帰った私は国際関係学の学士号を取得しました。このNPの経験は、引き続き非暴力派遣活動に貢献して行きたいと思う動機となり、学術的、実践的技術を様々な異文化交流的な環境において学びたいと思わせる様になったのです。私は合衆国に移り、アメリカ大学において「世界平和と紛争解決学」の修士号を取得しました。

修士過程において、幅広く平和構築実践を学びました。これには、政府規模から草の根レベルまでの平和作り、グループ内対話、演習立案、また、異文化間コミュニケーションが含まれています。そして、この様な専門家になる為の機会も多くありました。 - それは日本からワシントン D. C. に派遣された外交的な派遣団の実習や、国際的 NGO のユース平和構築のプロジェクトにおいて働くとの機会に恵まれたからです。

ブリュッセルでの実習を終えた4年後、 再びNPのチームに参加する機会に恵ま れました。現地で実践したいと思わせる 最大の動機は南スーダンへの最初の研修 旅行で出会った平和作りに貢献する人々の記憶です。私は非暴力平和隊に参加したいと思いました。 あの研修旅行がNPの活動が、その活動を通してどの様に地域の中に関係を築いて行くのか教えてくれたからなのです。私は今、南スーダンにおいて、地域を基盤とした平和運動に支えられた文民防護プロジェクトを推し進めてゆく新派遣の非武装文民保護ワーカーです。



毎日、私は南スーダンの文化、人々について彼らから学んでいるのです。住民となるべく話す様に心がけ、地元の料理を食べ、時間の許す限り地域の方々と一緒にお茶を飲んでいます。私の南スーダンでの経験は今始ったばかり、そして人がではと願っています。最後に、大々、そして人々と良い関係を持つ事べとま文民防護プロジェクトの成功へと非武装文民防護プロジェクトの成功へと導くとても重要な鍵になっています。



■ 上述の岡田二朗氏の記事はNPウェ ブサイト上の岡田氏の寄稿をカナダ・バ ンクーバー在住の NPJ インターン及川洋 子様に訳していただいたものです。 非暴力平和隊・日本は、かねてより NP への支援の一環として本部にインターン 派遣を企画していましたが、2012年9 月から3か月間、岡田氏を当時のNP本 部であるブラッセルに派遣しました。派 遣先の活動の様子は NPJ ニュースレター 45 号「NP 本部インターン報告」で見る ことが出来ます。本部派遣前に現場を知 っておく必要があり、スーダンから分離 独立(2011年7月)直後の南スーダン に 2012 年 4 月から 5 月にかけて 2 週間、 研修旅行に派遣しました。その報告は NPJ ニュースレター43 号「南スーダンに おける非暴力平和隊の活動」で見ること が出来ます。

# 沖縄・高江報告

# ■ 訓練場内に入り阻止行動

9月に入り市民が飛ばしたドローンにより撮影された、ヘリパット予定地での大規模森林伐採の写真が報道されました。ゲート前での座り込みでは200人規模になっても排除されてしまったり、道路での車両を使った抗議行動も地元生活者への影響も考慮して差し控えるようになってました。そうしたなかでの衝撃的な写真。「もう訓練場内に入り、現場で止めるしかない」と米軍北部訓練場内に入っての阻止行動が始まりました。

22 日には約 30 人が建設工事をしている米軍北部訓練場内に侵入し、建設現場で抗議活動をし、建設を一時止め、その後も数十人による訓練場内での阻止・抗議行動が連日取り組まれるようになりま

した。

ちなみに沖縄では 1970 年代、「キセンバル(喜瀬武原)の闘い」といって、米軍演習地内に入り込み、着弾地に座りもんで米軍の実弾演習を阻止した歴史もあります。当時刑事特別法で逮捕起訴された本人も今回のこの行動に参加された本の直接行動の運動の継承を確認することもできました。機動隊も「出てを設け、提供施設内は日本の法律が適用されませんので、機動隊も「出て下さい」と言う以外何もすることはできませんでした。

# ■ 「国、やりたい放題」

完成を急ぐ国は 11 月 15、16 日、民間 ヘリを投入し、2日で 1 9回資機材が空 輸されました。ヘリが投入されるのは高 江の工事では今回が 2 回目で、1 回目の 9 月には4日間で 1 日あたり5~8 回、 民間機の他に自衛隊ヘリも投入され、そ の法的根拠を議会内外でさんざん追及さ れたせいか、今回自衛隊機の使用はあり ませんでした。

こうした訓練場内に入っての活動により、ずさんな工事の実態も明らかにされました。防衛局による貴重な森林の違法大規模伐採、図面とは違う道路造成、違法ダンプの使用、作業員の安全確保違反等が発覚しました。とにかく違法だらけの工事作業です。現場にはもちろん機動隊員がいますが、指摘をしても見て見ぬふりです。

また県も赤土等流出防止条例による

調査とその間の工事中止を防衛局に求めましたが、防衛局は条例の「対象外」と主張し、工事を続行。

またモノレールを建設して資機材を運搬 する予定だったが、工事加速化のため、 ダンプによる運搬に変更。そのためのエ 事用道路造成のために新たに 4000 本近 い立木を伐採することになることがわか り、これ自体、環境団体から批判されて いますが、この図面以上の伐採が行なわ れていることもわかりました。訓練場内 では機動隊の移動が民間ダンプの荷台に 乗せられ行なわれ、以前警察車両で作業 員を運んでいることも発覚しており、防 衛局、警察、作業員の癒着ぶりにはあき れます。警察法2条にいう中立性はどこ に行ったのでしょうか。市民の、とにか く工事を止める、という執拗な抵抗が続 く中、あせりを感じたのか、政府は米基 地内での逮捕について言及するようにな ってきました。機動隊の規制も激しくな り、木の伐採を阻止しようとした市民十 数人を機動隊員が工事用ロープを使って 一人ずつ縛り、けがを負わせ救急搬送さ れる事態も起きました。

## ■ 逮捕者も続出

そうしたなかで、逮捕者も出てしまい、 高江ではこれまでに10人ほどが逮捕 され、現在5人が名護署、浦添署、那覇 署などに拘束されて、うち2人が起訴さ れています。起訴されたなかには高江現 地実行委員会代表の山城博治(ヒロジ) さんがおり、当初10月17日の器物損壊 容疑でしたが、のちに8月にやったとされる公務執行妨害、傷害も追加されました。N1 裏テントやヒロジさん宅が家宅捜査され、必要のない逮捕、捜査だとして市民運動の弾圧との批判が起きています。

#### ■ 「言いたい放題」

こうした緊迫した状況のなか、大阪府 警から派遣された機動隊員による「土 人」「シナ人」発言が飛び出しました。

工事現場フェンスを挟んで抗議していた作家の目取真俊さんに対し「触るとグランスをであるといった」というといった。地元紙ではも、カップで取り上げられ、翁長知事も「許と思っていた」と唖然とし「言語道は、いました。まだ別の大阪の機動隊員は「許しました。まだ別の大阪の機動隊員は、こら、シナ人」とも発言。言葉が発した。なれたことに対し、これは一機動というよりは「本土」と、発せられたことに対し、これは一機動隊員による発言というよりは「本土」と、発せられています。

1903 年に大阪で開催された博覧会で沖縄女性 2 人を「見世物」として「展示」した「人類館事件」を引き合いに出し、当時と認識がほとんど変わってない、との識者の声もあります。松井一郎大阪府知事の機動隊員を擁護する発言や、鶴保庸介沖縄担当相の「差別とは断定できない」発言が火に油を注ぐ形となりました。

## ■ 法廷でのたたかい

9月16日には福岡高等裁判所那覇支 部で、政府が県を訴えた辺野古埋立取消 「違法」訴訟判決があり、多見谷寿郎裁 判長は、翁長知事の取り消しは裁量を逸 脱しているとし、県は敗訴しました。判 決は政府の主張をそのまま写した内容 で、「普天間飛行場の騒音被害を除去する には、辺野古に新基地を建設するしか ない」と判決に必要のないことに言及す る一方、法的論理性が全く無く、専門家 からも多くの批判が寄せられました。県 は9月23日、承認取り消しを違法だと した福岡高裁那覇支部判決を不服として 最高裁に上告しました。 9月21日には 高江住民 33 人がヘリパッド工事中止を 求める訴訟を起こしました。米軍機の騒 音による寝不足で授業に出れない児童が 出るなど、生活への影響も大きくなって います。提訴には、もし敗訴した場合、 建設に司法のお墨付きを与えてしまうこ とにもなりかねないとの慎重な意見もあ りましたが、国のあまりにも強硬な姿勢 に危機感を覚え、打てる手は打つと提訴 となりました。

また訴訟関係では、11月17日米軍機の飛行差し止めや過去、将来分の損害賠償などを求めた第2次普天間爆音訴訟の判決が那覇地裁でありましたが、従来の基地爆音訴訟と同様の内容で、飛行差し止めは棄却され、落胆の声が上がりました。騒音被害を防ぐには基地撤去しかない、と宜野湾市長も一日も早い普天間基地の返還を求めました。低周波音につては、生活や、睡眠妨害の一因になって

いると認めながらも健康に影響が生じていると認めず、オスプレイ配備についても、それによって被害が増大したとは認めませんでした。

#### ■ 伊江島での騒音激化

オスプレイの訓練が行なわれている伊江島では、2012年の訓練開始以来、騒音発生回数が8000回を超え、15年度は13年度の2.4倍で最多の3199回と増加しています。規制されている夜間・早朝の飛行も15年度は71回でしたが、16年度(4~9月)ですでに59回となっています。9月に沖縄沖海上で墜落したAV8ハリアーは伊江島でも訓練しており、提出された計画では飛行経路は海側になっているのですが、住宅地上空の飛行も確認されています。米軍も時間、経路を守らず「やりたい放題」です。

演習場は島の西側にあり、東側にある「わびあいの里」は普段は騒音が聞かれることはないのですが、11月21日日午後から夜10時近くまで騒音がひとないので近くまで騒音がした。 けっこれ 大きな しんしん では でいますが は でいるとの ことで は でいるとの ことで 、 周辺地域では 騒音が激化しています。

#### ■基地負担の軽減になるのか

11月18日現在の情報では来月22日に北部訓練場の約半分を返還することが

決まりました。もちろんそれまでにヘリ パッド建設は、形式的だけでも、完成さ せるつもりでしょう。今回の返還で、県 内の米軍専用施設がおよそ17.6%減 り、米軍専用施設に占める沖縄県内の割 合が、面積としては74.4%から 70.6%になるものの、宇嘉川河口海域も 今回新しく提供されており、これによ り、G地区ヘリパットへの上陸・歩行訓 練が可能になります。これにより、これ まで出来なかった陸・海・空が一体とな った訓練ができるようになり、沖縄にお ける基地機能としてはますます強化され ることになります。安倍政権の言う「沖 縄の基地負担軽減」はまやかしにすぎま せん。

また防衛省資料から北部訓練場を自 衛隊が共同使用することがわかり、安 田副知事は「米軍にしろ、自衛隊にしる、 自衛隊にしる、自衛隊にしる、 自衛隊にしる、 自衛隊にしる、 自衛隊にしる、 も世を増大で述べてます。 わけにはいかない」と議会で述べてます。 北部訓練場のみならず、キャンプ・ているこの伊江島の演習場も共同使用がいるこの 計画が明らかになり、 自衛隊が同訓練場として共同使用すること は明らかです。

政府は工事の完成に向けて、これまで以上に抵抗する市民を排除、弾圧 してくることが予想され、これからも緊 迫した状況が続くと思われます。高江現 地にはとにかく人が必要です。

- \*\*\*\*\*\*
- 高江・ヘリパッド建設阻止行動のためのカンパ送金先(県民会議高江現地実行委員会 代表・山城博治)
- ・<u>ゆうちょ銀行から ゆうちょ銀行へ</u>記号 17000番号 15149791 口座名義:玉城聖子(たましろ せいこ)
- ・他金融機関から ゆうちょ銀行へ

店名: 七〇八(ナナゼロハチ)

店番:708 普通預金 口座番号:15149791

口座名義: 玉城聖子(たましろせいこ)

\*\*\*\*\*\*

沖縄・高江報告 写真



N1 ゲート前の水曜一斉行動



H,G 地区へつながるゲート前の機動隊



米軍北部訓練場内の道路工事



N1 ゲート前から山へ続くフェンス内の 工事用道路



米国「平和のための退役軍人の会」の人 たちと H.G ゲート前で座り込む



米軍北部訓練場内の作業現場



機動隊警備車両による高江での事 故のその後の進展について

共同代表 大畑豊

. . . . . . . . . . . . . . . .

7月21日に高江テント近くで起きたで起きで記さい事件」に高江テントが事件」にあるいまでで記さいがあらいませんがあるが、現場ででは初めが、現場高江がとからがある。ときなりのできまする現場検証ととでもものがあるときなりが、のは過ぎませんのが、ののか要方あ、31日の現場検証とした。31日の現場検証としました。31日の現場検証ともよいでもよいではない、のはなが安心しました。

その後名護署より現場検証の調書がで きたので、事情聴取したいと連絡があ り、 10 月 11 日に名護署に出向きました。当日は開始するなり相手方の運転手の名前・生年月日、所属がプリントして渡され、提出していた事故当時着ていたTシャツも返却されました。(汗のついたままで心配していたのでが、カビてなくて安心しました)

今後担当窓口が機動隊になるのか(普通は事故を起こした機動隊)、その上の警備本部になるのか、問い合わせているがまだ回答がないので、1週間以内にはどこが担当になるのか連絡するので、今後はそこと話しをしてもらいたい、とのことでした。

賠償するということは事故を認めたことになるので、大きな山は越えたと考えております。ただ、事故を起こした機動隊員の刑事責任がどうなるかという問題もまだあります。今回いきなり賠償に入ったのは、ちゃんと賠償しました、反省してます、ですから起訴はご勘弁を、と

いうアリバイづくりではないかと勘ぐっ てしまいます。

なんと言ってもひき逃げという重大事件です。しかも周りの機動隊員もそれに加担するような行為があったわけで確にもきちんと責任を明確にされらも含めてきちんと責任を明確にとして軽症で済みましたが、当時たまかともでで済みましたが、がいなかったかわかりまです。11月16日には目撃者も名護署にではこのケースが処理される予定です。



# NPJ 2016年度予算·実績

	項目	16年度予算	16年8月実績	備考
1	参加費		0	
2	会費	600,000	288,000	
3	カンパ	400,000	213,000	
4	雑収入	0	10	
5	経常収入計	1,000,000	501,010	
6	発送配達費	64,000	28,465	ニュースレター59号、60号
7	給料手当	240,000	60,000	
8	事務所賃貸料	120,000	120,000	2016年度一括支払い
9	振込料	12,000	4,820	
10	事務費	30,000	2,830	
11	旅費交通費	90,000	26,300	
12	通信費	30,000	1,860	
13	雑費	7,000	2,700	
14	広報費	184,000	55,328	ウエブ管理費
15	活動支援費	440,000	30,000	NARPI支援費
16	会場費	10,000	0	
17	講師費用	30,000	0	
18	予備費	40,000		
19	経常支出計	1,297,000	332,303	
20	当期経常収支過不足	-297,000	168,707	
21	前期繰越剰余	407,208	407,208	
22	今期経常繰越剰余金	110,208	575,915	
23	特別収支			
24	前記残高	2,277,310	2,277,310	
25	今期支出			
	メルダンカン招待	700,000	701,137	7月1~8日
26	特別収支残高	1,577,310	1,576,173	
27	未払金	0	2,130	
28	残高合計(22+26+27)	1,687,518	2,154,218	



「非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援してくださる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、**郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブ** サイトの入会申込ページをご利用くださいますようお願いいたします。

# ⇔正会員(議決権あり)

· 一般個人:10,000円

・ 学生個人:3000円

# ◎ 賛助会員(議決権なし)

· 一般個人:5000円(1口)

・ 学生個人:2000円(1口)

\* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 :10,000円(1口)

# ■ 郵便振替:00110-0-462182 加入者名:NPJ

- \*通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。
- 銀行振込:三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義:NPJ代表 大畑豊 \*銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを 通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。
  - ウェブサイトからのお申込み: http://np-japan.org/4 todo/todo.htm#member

【編集後記】 アメリカ大統領選挙を投票日の大勢が判明するまで NBC ニュース NYT などアメリ カのメデイアや調査会社の速報などでフォローした。ご承知の通り、予想外の結果となった。 投票日前日、激戦区 5 州をトランプ自身が駆け回って支持を訴えるなど最後の数日間のトランプ 陣営の精力的な選挙戦術が功を奏しトランプの逆転勝利となった。トランプの選挙参謀ケリーア ン・コンウェイは、ガラスの天井を打ち破ると宣言したヒラリーの敗因について、有権者は、Would you vote for <u>a</u> woman? 即ち、女性の大統領に対して"ノー"と言ったのではなくて、Would you vote for that woman? 、ヒラリーという女性に "ノー"を突き付けたのだと解説した。一方、 アメリカ主導のグローバリズムの恩恵に浴さなかったラスト・ベルト地域の白人労働者たちがグ ローバリズムに"ノー"と言って"Make America great again!"というトランプの分かり易い選 挙スローガンに賭けた。2008 年の"Change"、"Yes, we can"で大統領に就任、2009 年、プラハ の核廃絶宣言によりオバマに大いに期待したが、オバマケアの不人気で 2010 年の中間選挙で民 主党が破れてオバマの掲げた諸政策は頓挫した。政権は民主党から共和党に移行する。泡沫候補 であったトランプが今後共和党主流派とどう折り合いをつけていくのか、大統領選挙によって分 断されたアメリカの融和をどのように再興するのかなどアメリカの外交政策を含めて当面の間、 アメリカの政治・経済の行方には目を離せないが、日米関係を含めた日本の国際社会で果たすべ き役割など根本的に見直す好機でもあるし、また、トランプ現象によって表わされた(アメリカ の) 民主主義の力に大いに学ぶところがあるのではないかと思う。(大橋)